

電子契約の導入に伴う変更点について

【適用開始日】

令和7年6月1日以降に締結した契約

① 契約関係請求書の押印廃止について

個人・事業者等から町に提出される請求書への押印は省略することができます。

- ・ 工事請負代金請求書
- ・ 前払金請求書

○請求書

- (1) 個人・事業者等から町に提出される請求書への押印は求めないこととします。なお、押印された請求書を提出されても従来通り有効です。
- (2) 押印をされない場合は、メールで提出していただくことも可能です。なお、メールで提出される場合はPDF形式とします。(改ざん防止)
- (3) 押印をされない場合は、連絡が取れるよう請求書に「担当者名」、「連絡先(電話番号)」を記入していただく必要があります。
- (4) メールで提出された請求書は、担当課において、相手方メールアドレスや金額、請求内容に間違いがないことを確認し、必要に応じて、電話等により請求内容の確認を行ってください。(なりすまし防止)

(押印をしない場合の請求書の例)

請求書				
奥出雲町長 ○○ ○○ 様			令和○年○月○日	
担当者名、連絡先 を記入			株式会社□□□□ 代表取締役 △△ △△ 奥出雲町三成■■番地 担当者： ○○課 ★★★ 電 話： 0854-54-XXXX	
請求金額 X X X, X X X 円				
品 名	単 価	数 量	金 額	摘 要

② 前払金の手続きにおける必要書類の変更について

- ・ 請求書
- ・ ~~支払計画書~~
- ・ ~~前払金申請書~~
- ・ 公共工事の前金払保証事業会社の保証証書の副本等